

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第17号

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(消防課) 第4条 消防課は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(18)まで <省略> <u>(19) 救急業務の高度化に関すること。</u> <u>(20) <省略></u> <u>(21) <省略></u> <u>(22) <省略></u> <u>(23) <省略></u> <u>(24) <省略></u> <u>(25) <省略></u> <u>(26) <省略></u> <u>(27) <省略></u> <u>(28) <省略></u> <u>(29) <省略></u>	(消防課) 第4条 消防課は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(18)まで <省略> <u>(19) <省略></u> <u>(20) <省略></u> <u>(21) <省略></u> <u>(22) <省略></u> <u>(23) <省略></u> <u>(24) <省略></u> <u>(25) <省略></u> <u>(26) <省略></u> <u>(27) <省略></u> <u>(28) <省略></u>

<u>(30)</u> 地域防災力の向上に関する <u>こと。</u>	
<u>(31)</u> <省略>	<u>(29)</u> <省略>
<u>(32)</u> <省略>	<u>(30)</u> <省略>
<u>(33)</u> <省略>	<u>(31)</u> <省略>
<u>(34)</u> <省略>	<u>(32)</u> <省略>
<u>(35)</u> 瀬戸防火防災協会連合会に関する <u>こと。</u>	
<u>(36)</u> 自警団に関する <u>こと。</u>	
<u>(37)</u> <省略>	<u>(33)</u> <省略>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。